

スイス銀行の秘密口座開示を巡る 米国・スイスの税金戦争

1 これまでの経緯

本誌5月号に「スイスの銀行による秘密口座の情報提供」と題して、平成21年2月に、スイスの銀行最大手であるスイスユニオン銀行(UBS)が、米国人顧客の脱税を助長してきたことを認めて、これらの不正事業から得た利益等約730億円を支払うことで米国司法省と和解したということを取り上げた。さらに、UBSは秘密口座事業から完全に撤退するとともに、同行は、秘密口座の利用者の情報を米国司法省側に提供することを約束したのである。

UBSは、平成20年10月にサブプライムローンによる経営危機に対して、スイス政府から公的支援として540億ドルが投入されている。平成20年6月に、UBSの元行員が同行の顧客である米国人の米国での税逃れを手助けしたとしてフロリダ州で起訴され、この元行員は、連邦地裁における答弁で、同行のプライベートバンキング部門が米国富裕顧客の約200億ドルの資産隠し、脱税をほう助したと証言している。具体的には、スイスの貸金庫に現金、宝飾品を預けたり、オフショア勘定を利用して芸術品や宝飾品を購入したり、他人名義で口座を開設する等の手法により資産隠しをほう助したようである(http://www.bloomberg.com/apps/news?pid=90003017&sid=auf1X9.DmDWQ&refer=jp_japan)。その後、平成20年7月にUBS役員は米国議会でプライベートバンキングから撤退を発表した。そして、平成21年2月に、

UBSは、冒頭に述べたような脱税ほう助事件に関連して、米国司法省に7億8,000万ドル(約730億円)を支払い、約250人分の顧客情報を開示することで和解を図ったのである。

2 米国側からの更なる情報開示要求

UBSの見通しの甘さが原因かどうか定かではないが、UBSにおける米国顧客の一部である約250名の情報公開で米国司法省はいったん和解したが、その後、さらに米国顧客の全部である5万2,000人分の情報公開を要求したのである。

米国司法省によるこのような強硬な姿勢の背景には、想定できるいくつかの原因がある。一つは、UBS事件と同時期に起こったりヒテンシュタインの銀行から持ち出された顧客名簿に基づく税務調査により多数の脱税事件が発覚したことがあり、海外の銀行にある秘密口座が脱税資金の隠匿場所となっていることは、当然に推測できることである。

これ以外には、平成20年11月及び平成21年4月に開催されたG20による金融サミットにおいてタックスヘイブンに対する規制強化が合意されていることも背景として考えられるものである。

このような米国側の攻勢に対して、スイス政府及びUBSは、顧客名の開示に反対の姿勢を崩していない。仮に、スイス側が、米国の要求を全面的に飲むことになれば、この動きを注視している他の国からも自国国民に関する秘密口

Topics of International Taxation

座の開示要求がスイスの銀行各行に対して行われ、スイスの金融機関の秘密保護に関する特性は崩壊し、銀行にある資金がスイスから他のタックスヘイブン等に移転するかもしれないのである。このことはスイス経済に大きなダメージを与えることになり、スイス政府及びスイスの金融機関にとって譲ることができない一線ということになろう。

3 UBS 顧客の脱税事案

米国司法省は、UBS に対する圧力の一環と思われるが、平成21年7月28日に UBS の顧客である米国人が800万ドル以上を脱税して、UBS の秘密口座に隠ぺいしていた事件を公表した。

この事案の概要は次のとおりである (<http://www.usdoj.gov/tax/txdv09729.htm>)。

ニューヨーク州在住の米国人Cは、中国と香港において玩具製造をしている有力な法人を所有している。Cは、2007年10月14日に、2007年分の個人所得税申告書を電子申告している。この申告において、Cは、実質的に所有し、署名権限のある UBS の口座を報告せず、かつ、その口座から生じる所得についても申告をしなかった。この UBS の口座は、香港法人を名義人として開設されたものである。

Cは、1970年代中ごろに香港法人を設立し、玩具販売の手数料収入を課税当局（米国内国歳入庁：IRS）から隠ぺいするためにオフショア銀行口座を開設したのである。Cは、UBS をはじめとするスイスの他の銀行に他人名義の口座を維持して、約800万ドルの資産を実質的に所有していたのである。

2000年に、UBS は、IRS と合意して、実質的な所有者が米国民である口座に関連する所

定の情報を提供することになった。同時期に、UBS を退職して、より小規模のスイスの銀行に転職した元社員が、このような小規模な銀行の方が米国政府から種々の干渉を受けなくて済むことを助言したため、Cは資産の一部をこの小規模な銀行に移している。

Cは、スイスの秘密口座から引き落としになるクレジットカードを使用して、高額な買い物あるいは旅費を支払い、預金の名義人となっている香港法人と別の香港法人間で70万ドルの架空の融資契約を行い、自宅に隣接する不動産の購入資金として米国に還流させた。この裁判の判決は平成21年10月30日が予定されているが、Cは最高3年の実刑判決となる可能性がある。このCの事案以外に、他の2名の UBS の顧客が脱税を認めている。

今後、この動きはどうなるのか予測がつかないところであるが、本国を離れた海外の銀行口座に隠された資金に対する課税当局の追及は、今後益々厳しくなることは予測の範囲内の出来事ということになろう。しかし、短期間で、海外預金口座が公開される事態になることは難しいことであろう。なぜならば、預金を預かっている銀行及びその所在地国にとっては、これは死活問題であるからである。

中央大学商学部教授

矢内 一好